

## 行橋市映像撮影ロケーション補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、映像作品の撮影の誘致を促進することにより、行橋市（以下「市」という。）の経済の活性化を図るとともに、当該映像作品を通じて市の知名度の向上及び誘客につなげることを目的とし、映像作品を作成する事業者が要する経費に対し、予算の範囲内において行橋市映像撮影ロケーション補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、行橋市補助金等交付基本要綱（昭和62年6月行橋市告示第35号。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「映像作品」とは、市内で撮影した作品であって、放映、放送、配信等を目的として作成する動画及び静止画をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、映像作品の撮影を業務として行う事業所とする。  
ただし、行橋市暴力団排除条例（平成22年行橋市条例第1号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団員等と密接な関係を有する者は、対象としない。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する映像作品とする。

- (1) 映像作品内において市を容易に判別することができる表示をするもの
- (2) 市の知名度の向上、誘客等の経済効果が期待できると認められるもの
- (3) 映像作品の内容が公序良俗に反する等社会的非難を受けるものでないもの
- (4) 映像作品の内容が政治的目的又は宗教的目的を有するものでないもの

### (補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助要件は、

別表のとおりとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、50万円を上限とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、基本要綱第3条に規定する補助金等交付申請書及び同条各号に規定する書類並びに次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 企画書、台本等の映像作品の概要が分かるもの
- (2) 撮影に係る行程表
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに審査を行い、適当であると認めるときは、その交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、基本要綱第6条に規定する補助金等交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、映像作品の撮影が終了したときは、基本要綱第8条に規定する事業実績報告書に補助対象経費に係る領収書の写し及び経費内訳書を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の報告を受けたときは、速やかにその内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、基本要綱第9条に規定する補助金等確定通知書により交付決定者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交

付の決定を取り消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定条件その他法令に違反したとき。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

|   | 補助対象経費                  | 補助要件                                                                             |
|---|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | ロケ関係者の移動に要する経費          | 申請者の事業所の所在する自治体から本市まで移動する旅費であること。<br><br>【移動の直前に撮影がある場合は、その撮影場所の所在する自治体からの移動を算定】 |
| 2 | ロケ関係者の宿泊に要する経費          | 市内における宿泊に係るものであること。                                                              |
| 3 | ロケ関係者の食事に要する経費          | 市内で調達されるものであること。                                                                 |
| 4 | ロケ地等の施設使用に要する経費         | 市内の施設で使用されるものであること。                                                              |
| 5 | 撮影・照明機械類等の動産の借上げ等に要する経費 | 市内で調達されるものであること。                                                                 |
| 6 | ロケセット等の設営及び撤去の役務等に要する経費 | 市内で調達されるものであること。                                                                 |
| 7 | ロケ時の警備に要する経費            | 市内で調達されるものであること。                                                                 |
| 8 | その他市長が特に必要と認める経費        | 市内で消費され、又は調達されるものであること。                                                          |